

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

規 則

○租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則..... (建設部総務課)	1
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則..... (建設部総務課)	1

規 則

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第98号

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(平成19年北海道条例第55号)の施行期日は、平成19年9月28日とする。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第99号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項(1)中「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八」を「第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八」に改め、同表4の項中「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二」に改める。

(租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正)

第2条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則(昭和62年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八又は第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改める。

第7条中「第31条の2第2項第14号八」を「第31条の2第2項第15号八」に、「第62条の3第4項第14号八」を「第62条の3第4項第15号八」に改める。

第9条第1項中「又は第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

優良宅地認定申請書

手数料欄

年 月 日

様

申請者 住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊦

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則第2条の規定により、次の宅地の造成について租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ(第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ)に規定する優良な宅地(同法第31条の2第2項第15号八又は第62条の3第4項第15号八に規定する宅地の造成にあっては、住宅建設の用に供される優良な宅地)の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途
- 5 工事着手の予定年月日
- 6 工事完了の予定年月日
- 7 その他必要な事項

備考1 印の欄には、記載しないこと。
 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。
 なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号八又は第62条の3第4項第15号八に基づくものでない場合には、記の「2」については記載することを要しない。

別記第3号様式を次のように改める。
別記第3号様式（第3条関係）

優 良 宅 地 認 定 書

第 号指令

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日申請の宅地の造成は、租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ（第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ）に規定する優良な宅地（同法第31条の2第2項第15号八又は第62条の3第4項第15号八に規定する宅地の造成にあっては、住宅建設の用に供される優良な宅地）の供給に寄与するものであることを、次のとおり認定します。

年 月 日



（宅地の概要）

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途

- 5 工事着手の予定年月日
 - 6 工事完了の予定年月日
- 別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

優 良 宅 地 認 定 申 請 書

手数料欄

年 月 日

様

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）



租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則第9条の規定により、次の宅地の造成について租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ（第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ）に規定する宅地の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域の面積
- 3 宅地の用途
- 4 工事着手の年月日
- 5 工事完了の（予定）年月日
- 6 その他必要な事項

備考1 印の欄には、記載しないこと。
 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

別記第9号様式（第9条関係）

優 良 宅 地 認 定 証 明 書

第 号指令

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日申請の宅地の造成は、租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ（第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ）に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることを、次のとおり認定したことを証します。

年 月 日

印

（宅地の概要）

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称
- 3 宅地造成区域の面積
- 4 宅地の用途

（租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正）

第3条 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」に改める。

第3条第1項中「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二又は第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同項ただし書並びに同条第2項第1号及び第6号中「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に改める。

第4条第1項中「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に、「又は第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同条第2項第3号中「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条、第4条関係）

優良住宅認定申請書	
申請番号	手数料欄
年 月 日	
様	

申請者 住所
氏名

租税特別措置法第28条の4第3項第6号（第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6項、第68条の69第3項第6号）の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を受けたいので申請します。

添付図書の目録

受 付	年 月 日 第 号
認 定	年 月 日 第 号

注1 「申請番号」欄には、同時に2以上の申請を行う場合における申請書の一連番号を記載すること。

2 申請者が法人である場合は、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には名称及び代表者氏名を記載すること。

3 申請の根拠となる条項以外の条項は、抹消すること。

4 「添付図書の目録」欄には、第3条第2項又は第4条第2項の規定により添付することとされている図書の名称をすべて記載し、他の申請に係る図書と重複するため省略した添付図書については、末尾に「（申請番号 番に同じ。）」と記載すること。

5 印のある欄は、記載しないこと。

別記第2号様式中「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第5条関係）

認 定 済 証	
番 号	
年 月 日	
	印
次の住宅の新築は、租税特別措置法第28条の4第3項第6号（第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号、第68条の69第3項第6号）に規定する優良な住宅の供給に寄与するものとして認定したことを証明します。	

- 1 認定年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 新築住宅の所在地及び名称
- 3 新築住宅の床面積
- 4 認定を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地
- 5 認定を受けた者の氏名又は名称

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則又は租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則又は租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。